

# 平成 2 7 年度第 1 8 回定例会

## 八王子市教育委員会議事録（公開）

日	時	平成 2 8 年 2 月 1 0 日（水）	午前 9 時
場	所	八王子市役所 議会棟 4 階	第 3 ・ 第 4 委員会室

# 第 18 回定例会議事日程

- 1 日 時 平成 28 年 2 月 10 日 (水) 午前 9 時
  - 2 場 所 八王子市役所 議会棟 4 階 第 3・第 4 委員会室
  - 3 会議に付すべき事件
    - 第 1 第 59 号議案 八王子市立学校教職員人事の内申について
    - 第 2 第 60 号議案 平成 28 年度学校運営協議会を設置する学校の指定について
    - 第 3 第 61 号議案 議決事項の取り消し (平成 27 年 12 月 16 日議決第 50 号議案) について
    - 第 4 第 62 号議案 議決事項の取り消し (平成 27 年 12 月 16 日議決第 51 号議案) について
  - 4 報告事項
    - ・平成 28 年度教育予算の内示状況について (事務局)
    - ・平成 27 年度八王子市学校保健会表彰の受賞校決定について (保健給食課)
    - ・平成 27 年度東京都教育委員会表彰 (健康づくり功労) の受賞校決定について (保健給食課)
    - ・平成 27 年度全国健康づくり推進学校表彰の受賞校決定について (保健給食課)
    - ・特別支援教室の設置について (教育支援課)
    - ・第 7 回中学生「東京駅伝」大会の結果について (口頭) (指導課)
-

# 第 18 回定例会追加議事日程

- 1 日 時 平成 28 年 2 月 10 日 (水) 午前 9 時
  - 2 場 所 八王子市役所 議会棟 4 階 第 3・第 4 委員会室
  - 3 会議に付すべき事件  
第 63 号議案 教育長の辞職の同意について
- 

## 出席者

教 育 長	坂 倉 仁
教育職務代理者	和 田 孝
委 員	星 山 麻 木
委 員	輿 水 かおり
委 員	村 松 直 和

## 教育委員会事務局出席者

学 校 教 育 部 長	廣 瀬 勉
学校教育部指導担当部長	山 下 久 也
教 育 総 務 課 長	小 林 順 一
学 校 教 育 政 策 課 長	小 俣 勇 人
学校複合施設整備課長	内 野 茂 樹
施 設 管 理 課 長	岡 功 英
保 健 給 食 課 長	野 田 明 美
教 育 支 援 課 長	穴 井 由美子
指 導 課 長	中 村 東洋治
教 職 員 課 長	廣 瀬 和 宏
統 括 指 導 主 事	佐 藤 晴 美
統 括 指 導 主 事	斉 藤 郁 央
指 導 課 指 導 主 事	野 村 洋 介

生涯学習スポーツ部長	小柳 悟
生涯学習政策課長	井上 茂
スポーツ振興課長	坂口 崇文
学習支援課長	新井 雅人
文化財課長	中正 由紀
こども科学館長	牛山 清志
図書館部長	小坂 光男
中央図書館長	中村 照雄
生涯学習センター図書館長	新堀 信晃
南大沢図書館長	村田 浩三
指導課指導主事	野村 洋介
川口図書館長	福島 義文
教育総務課主査	篠原 茂
保健給食課主査	安藤 純
教育支援課主査	栗澤 哲也
生涯学習総務課主査	塩澤 宏幸
教育総務課主査	堀川 悟
教育総務課主任	村石 英里
教育総務課主事	廣瀬 勇人

【午前9時00分開会】

坂倉教育長 これより平成27年度第18回定例会を開会いたします。なお、本日の出席は5名全員でありますので、本日の委員会は有効に成立したことを御報告申し上げます。

また、本市では地球温暖化対策、省資源対策の一環として節電等に取り組んでいくところでございます。本定例会においても、照明の一部消灯を実施いたしておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

それでは、日程に入ります前に、本日の議事録署名委員の指名をいたします。

本日の議事録署名委員は、星山麻木委員を指名いたします。よろしくお願いたします。

なお、本日追加議事日程の提出がありました。これについても議題といたしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂倉教育長 御異議ないものと認めます。

また、議事日程中、第59号議案については人事に関する案件であるため、また報告事項「平成28年度教育予算の内示状況について」は、いまだ意思形成過程のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項及び第8項の規定により、非公開といたしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂倉教育長 御異議ないものと認めます。

坂倉教育長 それでは、それ以外の日程について進行いたします。

日程第2、第60号議案 平成28年度学校運営協議会を設置する学校の指定についてを議題に供します。

本案について、教育総務課から説明願います。

小林教育総務課長 それでは、第60号議案 平成28年度学校運営協議会を設置する学校の指定について、御説明申し上げます。説明は、篠原主査より御説明いたします。

篠原教育総務課主査 それでは、第60号議案 平成28年度学校運営協議会を設置

する学校の指定について、御説明いたします。

本件は、八王子市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第3条の規定に基づき、学校運営協議会を設置する学校として指定するものでございます。学校運営協議会の新規指定に当たっては、申請のあった学校を対象に学校教育部管理職が出席する審査会において、学校長からのプレゼンテーションの後ヒアリングを行い、学校運営協議会設置の必要性や協議会設置による効果、地域、保護者等の動向等について審査をいたしました。その結果、新たに指定する学校は第四小学校、第九小学校、中野北小学校、小宮小学校、散田小学校、山田小学校の6校となりました。

まず、指定する理由についてですが、別紙議案関連資料、平成28年度学校運営協議会を設置する学校の指定についてをご覧ください。各校の指定する主な理由を記載しております。

第四小学校は、同校に愛着を持ち、大切に思っている住民が多い地域性を生かした地域とのネットワークなどを継続発展させ、より充実した教育活動につなげるために、学校運営協議会の設置を希望するものです。期待される効果としては、学校運営に地域の声を反映できることと合わせて、地域に学校をより理解してもらうことが可能になります。また、学校に第三者的な視点を入れることで教職員の視野が広がり、教育活動の充実につながります。

第九小学校は、地域の声を反映した学校運営とボランティアの組織化による地域の教育力の活用により、地域密着型の学校づくりを推進するため、学校運営協議会の設置を希望するものです。期待される効果としては、保護者や地域からの声を学校運営に反映することで、今まで以上に特色ある教育活動の展開が可能になり、また地域人材を活用した教育活動の実践により、学校全体の学力向上を図ることなどが挙げられます。

中野北小学校は、地域に理解・協力を呼びかけ、同校が目指す地域に愛着を持ち、地域の一員としての自覚を持った児童の育成を地域ぐるみで行うため、学校運営協議会の設置を希望するものです。期待される効果としては、保護者や地域住民が委員となることで地域の声を学校運営に生かすことが可能になり、そのため、地域に理解されやすい学校が推進できます。また、地域の防災拠点としての役割が一層充

実することなどが挙げられます。

小宮小学校は、子どもたちの基本的な生活習慣の定着や学習意欲を高めるために、学校だけではなく、地域の教育力を生かすことで開かれた学校づくりを推進し、地域総がかりで教育を行うため、学校運営協議会の設置を希望するものです。期待される効果としては、学校と地域で防災体制を確立できること。また、地域運営学校へ移行することで、地域で子どもを安心して育てていく機運が高められ、地域全体の教育力向上が図られることなどが挙げられます。

散田小学校は、家庭や地域との連携により地域人材の活用を促進し、家庭、地域、学校が一体となって同校の学校経営の柱である学力向上を達成するため、設置を希望するものです。期待される効果としては、保護者や地域と連携・協働し、規範意識の向上や家庭学習、家庭読書の定着が図れ、また学習ボランティアの活用により、学力向上につなげることが可能となります。

山田小学校は、体験的な教育活動を含め、さまざまな教育活動を展開していくためには保護者や地域とともに考え、話し合い、活動していくことが必要であることから、設置を希望するものです。期待される効果としては、保護者や地域住民との情報交換、意見交換などでの意見を取り入れることにより、今まで以上に教育活動の推進が可能となり、キャリア教育、心と体の教育の充実が図れることなどが挙げられます。

多くの学校がボランティアの組織化や地域の力を活用した教育力の向上など、現在の学校課題を的確に捉え、地域とともに子どもたちを育ていこうというところを、学校運営協議会を設置する理由にしております。

続いて、再指定校でございます。こちらは平成24年度に指定及び再指定した4年の指定期間満了に伴い再指定するもので、担当及び学校教育部の管理職による傍聴や別紙にございますとおり4年間の活動報告を受け、それぞれ効果が出ていることから、陶鎔小学校、浅川小学校、元八王子中学校、城山中学校、横山第一小学校、上川口小学校、恩方中学校、由木中学校の8校について再指定が適当であると判断したものでございます。

再指定校4年間の成果を別紙にまとめましたので、御確認ください。指定日は新規指定、再指定ともに平成28年4月1日になります。

説明は、以上でございます。

坂倉教育長　　ただいま教育総務課からの説明は終わりました。

本案について、御質疑はございませんか。

今の篠原主査の説明だと、いわゆる新規指定についてはかなり細かい説明があって、恐らく管理職のヒアリングがあったのだらうけれども、再指定については、いわゆる傍聴の結果と報告書を見ての再指定がふさわしいということであったのだけれども、報告書を見る限りについては、本当に生かされているのかなというふうに思うようなところもなきにしもあらずなのだけれども、傍聴の結果みたいなのは、どんなふうにまとめているのでしょうか。

篠原教育総務課主査　傍聴の結果につきましては、毎回資料等を含めて課内で周知を行っているところです。例えば、陶鎔小学校などでは、年に2回、職員と学校運営協議会の委員の皆さんで、こちらに書いてあります合同協議会を開催しておりまして、毎年行っているのでかなり回数を経ているというところもありまして、そのときに傍聴に行かせていただいたのですけれども、委員の皆さんと教職員の方々の信頼関係ができていて、率直な意見交換を行っている印象を受けました。それについては、教職員の皆様が日ごろ感じていらっしゃる学校の課題とか、そういうものについても委員の皆さんと意見を共有して、その内容が学校運営協議会の協議に生かされているというふうに感じております。

坂倉教育長　　他に、御質疑はございませんでしょうか。

村松委員　　おはようございます。篠原主査、いつも学運協ありがとうございます。私も順次傍聴させていただいております。

こちらを拝見しますと4年間の成果、とても再指定校の学校の皆さん、頑張ってくださいっていると思うのですが、成果もそうなのですけれども、再指定校ということで、例えば4年間やったのだから、これからは、こういうことをやっていかなければいけない、または、こういうこともあったという課題などを少し教育委員会さんのほうにバックアップしてもらいたいですとか、そういうこともこちらのほうに書いていただいて、逆に今度の新規の学校さんに、こういうものをやっていたよとかいろいろなこと、ぜひ見に行っていたり、課題を書いていただいて配付していただいたり、意見交換の場を持っていたりしていただくと、よろ

しいのではないかなと思います。何かそういうことで新規校さんのほうで、意見交換会とかはされているのですか。

篠原教育総務課主査 現状では、新規指定の学校についてですが、近隣の学校で既に地域運営学校に指定されている学校があった場合には、小・中連携ということもありますので、ぜひ学校運営協議会に傍聴に行っていたり、少しお話を聞いてみてくださいということは、お伝えはしております。なかなか傍聴ということになると、委員の皆様の予定が合わないなどの理由で、実現できているところは余りないというような話は聞いています。周りの学校でどういうところが指定されているかということについては、新規校についてはお伝えしてありますので、その点については積極的な交流をお願いしますということは、お話をさせていただいております。

村松委員 実際、傍聴を何校かさせていただいて、今ある制度の学校評議員と同じような形でやっていらっしゃるところもなきにしもあらずなのです。やはり、ほかの学校さんで学運協をどのようにやっているかなど、どんどん見ていっていただいて、校長先生または代表の会長さん、そういった方、お二方だけでもよろしいと思うのですが、そういうところを何校か見ていただいて、うちはこういうふうにするとか、こういうこともやっていたのだということ認識していただかないと、ただの学校評議員の延長線上になってしまうので、その辺を校長先生、または新しくなる会長さんとか、そういった方にアドバイスをしていただければなと思っています。

小林教育総務課長 各学校、学校運営協議会で温度差というか校長によって、または学校運営協議会の委員によって、さまざまな考え方、意識が違ってきます。評議員と余り変わらないという学校も、確かに見受けられます。そういったところで毎年研修を行って、できるだけ各学校の取り組みを紹介したり、または先生を招いて学校運営協議会の必要性、または学校運営協議会とはどういうものなのかということの理解を図っているところです。

また、その前までは発表会ということで、各学校の取り組みを年に1回、発表していただいていたのです。それを研修会に変えたところで、やはり学校の取り組みというのは、紹介がしきれなくなってくるというところで情報誌というものを年1

回発行するということで、今年はこれからののですけれども発行する予定でございます。少しでも学校運営協議会をよくするというか、そういう形で今後も支援をさせていただきたいというふうに思っています。

先ほどお話がありました、指定校の取り組みでございますが、こちらは4月、5月の定例会で報告をさせていただいて、1年間どういう取り組みをこの学校はやったのか、また、こういう課題があって、来年はこの課題を克服するために、こういう取り組みをしていくという報告をさせていただいております。今回は指定の議案ということで、こちらのものだけなのですけれども、1年間終わったら、報告はさせていただきます。

以上です。

輿水委員 基本的な質問です。

過去の指定校を見ますと大体6校平均ということなのですけれども、これは応募数がどれぐらいで、その中から予算やその他の関係で絞っていらっしゃるのでしょうか、なぜ6校になったのか、または6校応募してきて6校全てを認めたのか、それを教えてください。

篠原教育総務課主査 資料の後ろの上のほうに、指定校一覧を載せさせていただいているのですが、基本的には手を挙げていただいた学校には、翌年度には指定ができるような予算取りを毎年させていただいております。予算で学校数を区切るということは、行っておりません。

こちらの指定年度で、それぞれ学校数を載せていただいておりますが、この中ですと、ほぼ手を挙げていただいた学校は指定させていただいております。ただ過去に2校、指定できなかった学校がございます。

和田委員 意見も含めてということになってしまうのですけれども、私は前から、学校運営協議会は早く八王子市内の小・中学校全校がやるべきだという考え方を持っています。学校の準備状況であるとかさまざまな課題の違いから、準備ができたところからということで指定校という、ある意味での選考というか、承認をしていく形を取っているわけなのですけれども、来年度、もう9年目になるのですか、もうそろそろ10年を迎えようとしている中で、まだまだ数が少ないなというか、手を挙げる学校がまだないということに関しては、非常に違和感を持っているのと、校長先

生方の意識を変えていっていただきたいなというふうに思っているところです。この制度そのものは、とてもいいことだというふうに思っていますので、ぜひ今後も推進をしていただきたいというふうに思います。

それを前提として、今回新たに新規指定を受けているところが6校あるわけですが、これも、それぞれの学校がこういうことをやりたいということを表明して認められていく形になるのですけれども、この制度がなかなか進まない一つの理由として、教職員と協議会の委員の人たちとの交流というか、あるいは意味合いを教職員はどれだけ理解しているかということが、私は非常に重要なことになってくると思うのです。ここに掲げてあるさまざまなものを見ると、地域との関係をどうこうということが非常に多いのですけれども、地域運営学校については学校の教育内容、学校経営の中身を変えていくというのが大きな狙いになっているわけですから、外でのイベントとか交流を目指すというよりも、やはり学校の中の教育をどう変えていくかというところの視点が、それぞれの学校の中にあるのかということが、一つの判断の基準になってくるのだらうというふうに思います。

その中で、再指定の8校の中の陶谿小や城山中や恩方中、先ほど説明がありましたように、委員と教職員の交流やお互いを理解するような場がどれだけ持たれているのかというところが、これを継続したり学校の運営や教育内容を変えていく上で非常に大きなものがあるのだらうと。そういう基盤がないと、なかなかこの制度というのは進んでいかないだらうというふうに思うのです。

例えば、協議会の委員の紹介をきちんと教職員にしているのか。つまりペーパー1枚配って、こうですではなくて、やはり顔が見えるような職員会議での紹介とか、こういう方ですよという意見を聞くような場を設けているのか。

二つ目は、事務局として学校に担当の教員がきちんといるのか、いつも副校長や校長が窓口になって、全部切り盛りしているのではなくて、運営を図って協力していくような事務局の体制が整っているのか、そういったものをきちんと確認をしていかないと、外でのイベントばかりが目立つようなことになってしまって、最終的に学校教育の中身が変わっていかないということになってくるので、今後の一つの判断や、これから引き受けていただくに当たっては、事務局はどうですかとか委員の人たちはきちんと紹介されて意見を自由に教職員と言えるような、交わせるよう

な環境づくりをしていますかというようなことをきちんと確認をしていっていただくと、少し校長先生や副校長先生の意識も変わっていくのではないかなというふうに思っているのですけれども、そういう事務局の体制とか委員を受け入れる学校の校内体制、校内の理解というのは、どんなふうにと選考に当たって御理解されているか、そこを少し説明いただけるとありがたいです。

篠原教育総務課主査　私が何校か傍聴に行かせていただいている中では、必ず教員の方が学校運営協議会の会議に出席をされていることが多いので、担当の先生ということで決められているかということ、そこまでの確認は申しわけございません、できてはいないのですけれども、大体その学校の主幹教諭の方だったりとか、例えば生活指導主任の教員の方だったりとかという方々は、学校の中の報告ということも含めて、毎回学校運営協議会に出席をされているようで教員の方と学校運営協議会の委員の方の顔合わせというか、そういうところについては、ある程度はできているというふうには感じています。また、学校全員の教員の方との顔合わせというのも、何校か行かせいただいた中では、年に1回、全員が集まって、異動もありますので、そのときに紹介をしたりとかということで行っているという話は、聞いてはいます。

ただ、申しわけございません、再指定も含めて、今指定している全校でどの程度行われているかということころまでは、こちらのほうでは調査できておりませんので、今後、そちらのほうについては学校のほうにも確認をさせていただいて、事務局でも捉えていきたいというふうに考えております。

小林教育総務課長　委員に御指摘いただきました、まず校長がなかなか手を挙げないということころもありますけれども、こちらにつきましては校長会など、事あるごとに教育長から、学校運営協議会の指定を受けるようにというお話をさせていただいているのですが、なかなか自発的にというか、多くの学校から手が挙がっていない状況です。

また、夏に校長研修も行い、学校運営協議会に移行すると、どのような効果があるのかということころも毎年研修を行っているのですけれども、それでも、このような校数というふうになっております。もっと仕掛けをしていかなければいけないかなというふうには、考えているところでございます。

学校経営に、学校運営協議会を生かさなければいけないということを、昨年度、

委員から指摘がありましたので、今年度は指導主事が傍聴等に行くような形で今年度はしております。少しでも学校運営協議会を学校経営に生かすようなところで、指導主事が今後支援できるのかなというふうには考えております。

また、教員と学校運営協議会の委員との交流というところですが、学校によって、まだしっかりできているところとできていないところがありますけれども、学校によっては学運協が始まる前にミーティングを、何々部会というのをつくって行っているところや、新しい先生が来ると地域と一緒に地域の方と回っている学校もあります。また、学運協と職員会議を一緒に行っている学校などもあります。

そうした取り組みを紹介していったら、全校に広げていく必要があるのかなというふうに思っております。これは情報誌で取り上げて、周知を図っていきたいというふうに考えております。

教員が事務局になっているというところは、なかなか少ないです。基本的には副校長が担っているのです、そこについては改善の必要があるため、こちらも検討していかなければいけないというふうに考えております。

以上です。

坂倉教育長 御質疑以外に御意見も含めて、お願いしたいと思います。

そういう中で私からなのだけれども、御承知のとおり市長が2期目の公約の中で学運協の制度はいいものだから、2期目中には言っていないけれども、全校指定、移行をしていきたいという形を出している。それは大いに賛成です。和田委員が言ったような形の中で、それも賛成なのですが、私が危惧しているのは、形だけ入ることです。機運が整ったところという言い方をずっとしていたのですが、そういう中で事務局というか制度として、もう少し考えなければいけないことと、それから全体の状況等を少しお話ししたいです。

制度の面で言うと、さっき和田委員と村松委員の話の中で大事なことがあったのだけれども、再指定に関していわゆる成果だけ挙げていて、それから先のことは反省会でやるというふうに言っていたのだけれども、あくまで再指定するのだから、数を減らしたくはないけれども、次の4年に何をするかということは今後は乗せなくてはいけないと思っていますし、その中で教職員との交流みたいなものが必然だとすれば、各学校の協議委員会だから、余り手出しはしたくないけれども、いい方

向であるとすれば、ただ紹介ではなくて、こういうことはやるべきだなと思っています。

私が回ってみた中で、地域運営学校に指定されていない学校評議員制度の中でも、評議員を職員会議に参加させている学校がありました。そこが学運協に手を挙げてきています。これを機会に学校の体質を変えようというようなところもありますので、非常に校長先生の意識が大きいのを感じています。

学校を回ってみて思うのは、一つは校長先生自体が、地域に人材がいないということをやたら嘆く人が多いけれども、そういう人はいると思っているので、まだいいのですが、もう一つは、過去に地域運営学校を立ち上げて別の学校に移ると、本当は学運協をつくりたいのだけど、今が地域運営学校みたいなものだからいいではないかと言われたケースがありました。しかし制度として違うのです。なかなかわかってもらえないというところがあるので、それを考えると、制度としてどういうところがあるのかというあたりを、もっとはっきり示してあげたほうがいいと思います、学運協との違いというのを。得てして人事権みたいなのは余計みたいに思われるのだけど、そういうふうに思います。

それともう一つ、人の入り方でいうと、学校支援地域本部、名前が変わるかもしれないけれども、ここに対して補助等が少ないから、なかなか、そこに対する支援みたいなのができていません。しかし、本当に進んでいるところはコーディネーターが職員室のど真ん中に席を持っている学校もある。それを考えると、少し学校支援地域本部的なものの充実というものを考えたほうがいいのかなと。一部の校長先生は、結局メンバーは、その土地のいわゆる長老になってしまって、実行部隊がないみたいな話もあるので、それも含めたら、そういうところの整理も、もちろん地域、地域によって違って、それでいいという言い方を私はしたのだけれども、少しこういうやり方がありますよとか、こういうふうにしたほうがいいですよという指示と同時に、それから書式等も必要だったら変えていってあげると、移行した後の実効性が伴うかなと少し思ったので、全体的に増やしていくことは賛成なのだけれども、ぜひ少し考えてあげてほしいです。

再指定に関しては、特に校長先生が替わった学校についてや、地域運営学校の委員も少し替わったところについては、新規と同じぐらいのつもりでやらないと、な

あなあという表現はあるけれども、そこまでいいのかなという話になってしまうのかなと思っています。

輿水委員 いろいろありましたけれども、学校が開いていくというのは当たり前のことにしていかなければいけない。ただ実態が、そこになかなか追いつかないので、意識改革をどうしていくかというのが大きな課題だろうと思います。

次の学習指導要領でも、大きな柱はとにかく、こんなことは20年、30年前から言っていますが、どう開くかというところが大きな論点になっていると聞きます。学校運営協議会の組織と、それから学校支援地域本部の組織と、もっと言えば前からあった学校評議員会と、これをどういうふうに学校として組織化していくか。国を待っていると、または都を待っていると、いろいろな形で出てくるばかりだと思えます。八王子として、この地域性とか学校の実態、また6校しか手が挙がらないという実態を踏まえた上で、この三つの地域と、いわゆる学校を開くという組織のシステム化を少し考えていって、こういうところから出発する、または、ここここは、こうかわっていくということが見えるようにしてあげることも必要なのかなというふうに思います。

市長も、そういう方向でとおっしゃるとするならば、独自の地域に開く、または学校と地域がどう連携するかというところを新しく、今までやってきたものを総括する、統合する形での考え方もしていいのではないかなというのが1点です。

もう1点は、少し質問なのですが、この指定校一覧のところ平成20年度に4校が指定を受けたわけです。そして4年間やって、平成23年度の終わりには成果を出したのですよね。陶鎔、浅川、元八、城山というのは3期目を、もう一回再指定をしてくれということと捉えてよろしいのでしょうか。

篠原教育総務課主査 はい。

輿水委員 とするならば、この学校たちは良さというのをわかっているのだろうと思えますので、良さを広報すると同時に、もう一つ次の4年をどうするかも大事ですが、機運を盛り上げるための課題とか地域の人材を掘り起こすための課題とか職員の意識を変えるための課題とか、その課題をどう克服していったのかという、それを乗り越えた後、さらに成果があるので、何回も再指定に手を挙げるのだというようなところ、校長自身に話させたらどうですか、または職員自身に、または地域自

身に。行政から、こうなさいというのは、それについては「はい」とは言いたくないという機運もあると思う。現場を知らないのではないかと現場は違うのだよという気持ちもあろうかと思うのです。

とすると、やってきた人たちがよかったというのを実際に語りかけていくというか、こう克服してきたのだよということを書いてあげるといっても、今求められている方向に少しでも近づくのかなというふうに思いました。

以上です。

坂倉教育長 特色ある学校づくりの一環の面もあるという形の中で、ある程度、各学校ないし地域の意向に任せるとというのが今までの方向だったのだけれども、任せるといっては、ただ単に完全に投げるのではなくて、この制度がいいのであるとすれば、そちらにもっていきような誘導の形というのが、もう少し具体的に見えたほうがいいのではないかとというのが全体の御意見だと思しますので、その辺のところを踏まえた中で、報告書にしても何にしても、もちろん原則は各学校の意思を大いに尊重するのだけれども、本当にいいのだなと感じるような形に、今も御努力していると思うのですが、もう少し具体性で見える形を考えてほしいというのが全体の御意見かなと思いました。

他に御意見。

星山委員 私はいろいろな市にかかわる機会があるのですが、もちろん全部学運協の指定、終わってはいないですけど、私は八王子はすごいなと思っているのです。もちろん、まだというところもありますけれども、地域と一体になってやっていくという意識は随分浸透してきたなと思います。

だからこそ、もうひと押しかなというところがあります。ですから理念として、こういうことなのだ。これが大事なのだというのを、もう少し強く出すタイミングかなと、多分皆さんがおっしゃりたいことは同じかなと思いました。

それと、私も経験があるのですが、私が学運協の委員をしていたときも、ずっと最初から最後まで不思議だったのは、教員全員と学運協の委員とか、それから青少対とかPTAとかいろいろな方たちがかわってくださっているのですが、一堂に会する機会が一度もなかったのです。そういうのをガイドラインみたいなところで、最初に全員の顔を見るのは大事ではないかなと。話し合うだけではなくて、

学運協になったときに全員の先生の顔を知っているのと知らないのと、お互いすごく違うと思うので、その辺のところではいい実践をしているところに関しては、こういうやり方があるという具体的な事例をもっと強く打ち出したほうが、その学校のことしか、皆さん忙しくてわからないようなので、やりがいがあるかなと思いました。

ここの書きぶりだけ気になったのですけれども、城山中学校のところの4年間の成果のところの真ん中ぐらいのところ「教職員の負担軽減が図れた」と書いてあるのですが、結果として、これはいいとは思いますが、4年間の学運協の成果が教員の負担の軽減というのは少し違うかなと思うので、本音だとは思いますが、ここに書くのは何かなと、そこだけ気になりました。

そんなところですよ。

坂倉教育長 他に御意見は、ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

坂倉教育長 他に御意見もないようでありますので、お諮りいたします。ただいま議案となっております第60号議案につきましては、新規指定6校、再指定8校を認定することで、決定することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂倉教育長 御異議ないものと認めます。

よって第60号議案については、そのように決定することにいたしました。

坂倉教育長 続いて日程第3、第61号議案 議決事項の取り消し（平成27年12月16日議決第50号議案）について及び日程第4、第62号議案 議決事項の取り消し（平成27年12月16日議決第51号議案）についての2議案は相互に関連しますので、一括議題に供します。

本案について、生涯学習政策課から御説明願います。

井上生涯学習政策課長 それでは、第61号議案、第62号議案について説明させていただきます。本件につきましては、昨年12月16日、第50号議案、第51号議案ということで学校教育法の改正に伴いまして、「姫木平自然の家条例」及び「こども科学館条例」の改正を委員の皆様にお諮りし、議決をいただいたものでご

ざいます。

その後、市長部局との調整の中で現行の条文で読み替えが可能であるという方向性が示されましたことから、今回、議案の取り消しを提案するものでございます。結果的に、市長部局との調整がうまくできていなかった点がございます。その点につきましておわび申し上げます。

それでは、詳細につきまして、塩澤主査のほうから説明いたします。

塩澤生涯学習政策課主査     それでは、説明いたします。

本件につきましては、去る12月16日の教育定例会において議決をいただいたところでございますが、その後の市長部局との調整により条例改正の必要がないと判断されたため、議案の取り消しを行うものでございます。

まず、経過でございますが、学校教育法の一部を改正する法律の公布に伴い、市では関連する条例規則等のうち、学校教育法第1条、これは学校教育法における「学校」の定義として小学校、中学校までが記されている条文となっておりますが、こちらを直接引用しているもの、並びに公の施設の利用条件に小学校、中学校などの記述があるものについて規定整備を行うこととし、教育委員会で関連する「姫木平自然の家条例」と「こども科学館条例」の改正について、委員の皆様にお諮りしたところでございます。

しかしながら、その後の市長部局との協議の中で、過去には、平成19年に特別支援学校を設置した法改正がございましたが、その際には、現行の条文のまま読み替えが可能ということで、市として条例改正は不要と判断していること。また、今年の1月に内閣府より義務教育学校は小学校と同じ扱いにする旨の解釈が示されたことから、今回の改正で義務教育学校を追加すべきか改めて検討したところ、現行の条文で読み替えが可能であると市の方向性が示されたことから、学校教育法第1条を直接引用しているもののみを今回改正しまして、それ以外は改正しないこととしました。

このため、第50号議案並びに第51号議案について、議決を取り消すものであります。

説明は、以上です。

坂倉教育長     ただいま生涯学習政策課からの説明は終わりました。

本案について、御質疑はございませんでしょうか。

和田委員　私どもが協議をし、議決をしたことが、こういう形で取り消しをされるということに対しては、非常に遺憾に思うのです。

調整とか市長部局とのやりとりというのは、この議案が議決された後に行うべきものなのか、その辺の調整をして、きちんとここに出していただかなければいけないのではないかというふうに思っていて、教育委員会での協議が何だったのかという話にもなってきます。

また、そのときの内容についても議事録を読んでもみましたが、中身の解釈によって、例えば特別支援学校の、これからの利用についても、私は質問させていただいたのですけれども、そういう内容についても全て、これだけでなくなってしまうわけですね。要するに、そこでの協議内容というものが、こういう形で取り消されるということに対して非常に残念だと思いますし、調整の結果は、いつ、そういう形になったのかわかりませんが、こういうことがないように、事務局のほうできちんとやっていただきたいというのが正直な感想なのです。

二つの議案が取り消しで済んでしまうというか、調整によってなくなりましたよという話になっていくということに対しては、この教育委員会に対する議案の提出について、十分に事務局のほうで精査していただいて提案をしていただくようお願いをしたいというふうに思っています。

井上生涯学習政策課長　本件につきましては委員の御指摘のとおり、教育委員会の中での議論を取り消すような形にもなっております。申しわけございません。

御質問がございました教育委員会に議案を提案する前段で、市長部局との調整をしていないのかという点については、調整をした上で提案をいたしました。その中で、実際に委員が御指摘のように、議論の中で特別支援学校の読み方によっては、今回特別支援学校への拡大というのですか、特別支援学校の生徒さんの利用を充実するというふうな取られるのではないかとというような御意見もいただいたところではあります。

そういった教育委員会での御意見を踏まえて、再度市長部局と調整したところ現行の条文で、小学校、中学校という定義で義務教育学校が包括できるというような、そういった結論に至ったというところでございますが、これは委員が御指摘のとおり

りでございます。今後、こういったことがないように、よく調整した上で提案していきたいと考えております。

坂倉教育長 御意見でも結構ですが、いかがでしょうか。

あのときに私が言ったのは、例えば中等教育学校ができたときにやらないで、今ごろやってどうなのという話があって、そのときに特別支援学校の小・中学部はどうなのという話が出てきた。そういう意味ではいい議論ができた。逆に言うと教育委員会の議論を反映したというのは、形は悪いですが、いいのかなと思っています。かつ、あのときの議論というのは議事録にも残っておりますし、そういう中で、もっと特別支援学校のほうに配慮したほうがいいのではないかという話もしっかり残っていますので、それは、それでいいのかなと思ったのですが、ぜひ事前の調整をしっかりしてほしいと思います。

他に御意見がなければ、お諮りいたします。ただいま議案となっております第61号議案及び第62号議案については、原案のとおり取り消すことに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂倉教育長 御異議ないものと認めます。

よって、第61号議案及び第62号議案については、そのように決定することになりました。

坂倉教育長 次に、追加日程第63号議案 教育長の辞職の同意についてを議題に供します。

なお、本案は私の一身上に関する事件であり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項の規定により、本人は会議に出席することができませんので、本案の審議中退室いたします。

それでは、議事進行を職務代理者である和田委員にお願いいたします。

〔教育長退室〕

和田委員 ただいま教育長より議事進行を任されました。

それでは、本案について教育総務課より御説明をお願いいたします。

小林教育総務課長 それでは、第63号議案 教育長の辞職の同意について御説明申

し上げます。

ただいま上程されました第63号議案でございますけれども、坂倉仁教育長から八王子市長に対して、一身上の都合により平成28年3月31日をもって辞職したい旨の届け出がございました。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第10条の規定により、教育長の辞職については任命権者である市長の同意と教育委員会の同意が必要となりますので、ここで審議をお願いするものでございます。

説明は、以上です。

和田委員 本件について、御質疑はございますでしょうか。

大変私どもも驚いている状況にあるわけですが、委員の皆様から何か御意見、御質問等を出していただければと思いますが、いかがでしょうか。

輿水委員 質問というわけではありません、一身上の都合ということでお出しになったということなので、ある意味では、その中身についてお伺いすることはできないというふうに思っておりますが、職務代理もおっしゃったように寝耳に水という状況で。

私個人の思いといたしましては、せっかく中核市になり、また大きな市政のイベントも控え、総合教育会議もやっと軌道に乗ろうとしたところで、御一緒できたらというのは、正直、思っているところです。坂倉教育長は市政にも詳しく、また八王子市内のさまざまな状況についても教えていただくことがたくさんあったというふうに思っています。御本人の思いを尊重するというのは、やぶさかではございませんけれども、とにかく驚き、私個人は残念だなと思っております。

和田委員 ほかに、いかがでしょうか。

星山委員 私も突然伺ったので、何とも申し上げようがないのですけれども。

先ほども学運協の話など出てきましたけれども、まだ何か仕事が、いろいろな思いがあたりだったと思うのですが、余りに途中で切れてしまって、私どもですけれども、教育委員会そのものの機能がこれからきちんと機能するのかなというところがすごく不安だなと思えます。突然こういうことが起こること自体、予想がでなかつたので、何ともコメント申し上げようがないのですけれども。

個人的な感想としては、この時期で、どうしてというのが一番強いので、これからいろいろやっていかなければいけないこともあるなと思っていたところなので、

ちょっと感想になってしまいますけれども、正直ショックだったかなと思いました。

村松委員 皆様と同じく、突然のことで、正直、驚いております。総合教育会議も、先ほど輿水委員がおっしゃっていましたが、ちょうど軌道に乗ってきて、何より八王子にお住まいで、八王子の行政にもお詳しいということですから、御一緒に任期がございますので、一緒にやっていただけるものだと、当たり前のように思っておりました。私もまだまだ新参者なので、坂倉教育長にいろいろと教わりながら、また御質問しながら御一緒したかったですけれども、とても残念です。

これは、議決というか採決ということなのでしょうから、覆らないのでしょうかけれども、大変残念です。

和田委員 私も、学校教育部長以来からずっと一緒にさせていただいておりますけれども、本当に八王子の学校や子どもたちだけではなくて、生涯学習にかかわるようなさまざまなことについても非常に理解が深いのと、それからフットワークが非常によく、いろいろな情報を御自身の目で確認をしていくという、そういう姿について非常に安心感を持っておりました。

ぜひ行政の継続性ということも含めて、八王子の小・中学校の内容や、あるいは市民が期待している生涯学習についての取り組みについて御理解のある方を、ぜひ継続していただけるような方をお願いしたいというふうに思っています。非常に残念ですし、任期中は、もう少し時間はあると思いますけれども、私どもも意見交換をしながら、これにつなげていくような、委員としても努力をしていかななくてはいけないというふうに思っております。

ほかに、いかがでしょうか。

村松委員 この後、同意をしたと仮定して、今後の方向というか、どういうふうになっていくのかというのを少し教えていただきたいのですが。

廣瀬学校教育部長 ここで教育委員をおやめになりますと、次に新しい教育長の選任になりますが、3月の議会の後半に新しい教育長選任の議案を送付して、最終日頃に他の理事者と同様に決定するという流れになると思います。そして、4月からは新しい教育長の体制になります。

和田委員 他に、いかがでしょうか。

それでは、ほかに意見もないようでありますので、お諮りいたします。ただいま

の議題になっております第63号議案については、同意するという事で御異議ございませんでしょうか。最終的には御同意いただけるということで、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

和田委員　それでは、このことについていろいろな御意見はありましたけれども、最終的には異議のないものと認めます。

よって第63号議案については、そのように同意することにいたしました。

ただいまの議決結果を坂倉教育長及び市長へ通知することといたします。

議案の審議が終了いたしましたので、坂倉教育長の入室を求めます。

〔教育長入室〕

和田委員　それでは、教育長が着席されましたので、議事を進行いたします。

第63号議案　教育長の辞職の同意については、提案のとおり同意いたしましたので、教育長にお知らせいたします。

それでは、坂倉教育長に議事進行をお願いいたします。

坂倉教育長　続いて報告事項です。

まず、保健給食課から3件、報告願います。この3件は相互に関連しますので、一括で報告願います。

野田保健給食課長　それでは、平成27年度八王子市学校保健会表彰の受賞校決定について及び平成27年度東京都教育委員会表彰（健康づくり功労）の受賞校の決定について及び平成27年度全国健康づくり推進学校表彰の受賞校決定につきまして、3件まとめて安藤主査より報告いたします。

安藤保健給食課主査　それでは、平成27年度八王子市学校保健会表彰の受賞校の決定について並びに平成27年度東京都教育委員会表彰（健康づくり功労）の受賞校の決定及び平成27年度全国健康づくり推進学校表彰の受賞校の決定について関連がありますので、3件続けて御報告させていただきます。

資料の4枚目にあります過去の推薦校及び受賞校の表をご覧ください。最終行の27年度でございます。今回3件目に御報告いたします全国健康づくり推進学校表彰の別所中学校でございます。前年26年度に東京都の教育委員会表彰を受賞し、

その前年の25年度には八王子市学校保健会表彰の優良校となっております。八王子市の表彰、東京都の表彰、そして日本学校保健会の全国健康づくり推進学校に推薦していくという仕組みで、これまで推薦しております。

それでは、平成27年度八王子市学校保健会表彰の受賞校について御報告いたします。

まず、平成27年度八王子市学校保健会表彰における選定方法でございますが、全小・中学校から学校保健活動の状況調査が提出され、保健に関する教育目標、学校保健安全計画、学校保健委員会の活動などが書かれた資料をもとに、八王子市学校保健会の理事であります学校内科医、歯科医、学校薬剤師、小・中学校長、小・中養護教諭、栄養士、指導主事の先生方から成る表彰委員会を開催し、すぐれた保健活動や特色ある保健活動をしている学校を審査し、八王子市学校保健会優良校等表彰要綱に基づき、優良校として小・中各1校、努力校として小学校4校、中学校2校を決定しております。

それでは、優良校の大和田小学校でございますが、表彰担当委員会の結果の中では取り組みとしまして、児童等に対し学校医が健康相談を継続的に行い、学校医が直接指導できる体制を取っていること。また、学校長が心の健康を願い、6年生全員と面接を行っている点を評価したということでございます。

次に、同じく優良校、みなみ野小中学校の中学校でございます。この審査の内容でございますが、小中一貫校である点を活かし、小・中合同で学校保健委員会を開催している点。また1年生は学校歯科医による歯磨き指導、2年生は学校薬剤師による薬物乱用防止教室、3年生は助産師による命の授業を行うなど、学校三師や地域等と連携して、学年に応じた取り組みを実施している点が評価されたということでございます。

努力校は、船田小学校、館小中学校の小学校、上壱分方小学校、由井第三小学校、川口中学校、松木中学校となっております。

続きまして、平成27年度東京都教育委員会表彰（健康づくり功労）の受賞について御説明いたします。

今年度は由木西小学校が、学校保健・学校安全分野の優秀学校として表彰を受けましたので、御報告いたします。こちらは学校保健・学校安全及び学校給食の指

導・運営等を通じてすぐれた功績がある学校関係者、学校関係団体及び組織的、計画的に児童・生徒の健康づくりに取り組む学校等を、東京都教育委員会が表彰するものでございます。本市では、先に報告いたしました八王子市学校保健会で表彰を受けた優良校と努力校のうち、優良校の小学校・中学校 1 校ずつの計 2 校を、翌年の東京都の表彰に推薦しております。今回受賞となりました由木西小学校は、平成 26 年度の八王子市学校保健会表彰の優良校ということになります。

それでは、主な取り組みですが、学校敷地内の畑を使用し、親子で野菜を育てることを継続して実施し、その収穫したもち米でもちつき大会を行うなど、食育に力を入れていること。体育の授業参観日を設け、保護者に公開したり、中学校と連携した部活動を毎週実施したりするなど、積極的に体力づくりに取り組んでいること。児童数も教職員数も少ない中で、保護者や地域と連携した活動ができていること。このような内容から、今回優秀学校として表彰されました。

なお、由木西小学校が表彰されました学校保健・学校安全分野としましては、健康づくり優秀学校が小学校で 3 校、健康づくり優良学校が小学校 3 校、中学校 1 校の 4 校、合計 7 校が表彰されております。次年度は、日本学校保健会が主催する全国健康づくり推進学校表彰事業の対象校として、推薦を予定しております。

続きまして、平成 27 年度全国健康づくり推進学校表彰の受賞校を報告いたします。

平成 25 年度に市の優良校となりまして、東京都の表彰結果等を参考にし、市学校保健会理事会において会長の意見等をいただき、推薦しており、このたび別所中学校が受賞いたしました。審査の内容でございますが、1 年時はたばこ飲酒、喫煙防止教室、2 年時はストレスマネジメント指導など、学年ごとに系統を立てた保健指導を計画的に実施している点。また、スクールカウンセラーや外部講師など、地域との連携により、効果的な保健指導を行っている点などが評価されたということでございます。

なお、全国規模で行われたこの表彰の受賞校でございますが、最優秀校は全国で 5 校、優秀校は 11 校、優良校が 89 校になります。その 89 校の中で、東京都では別所中学校を含めて 7 校ございまして、杉並区、品川区、台東区、墨田区、豊島区、江東区、八王子市の各学校が 1 校ずつ選ばれているという結果でございます。

報告は、以上になります。

坂倉教育長　　ただいま保健給食課からの報告は終わりました。

本件について、御質疑はございませんでしょうか。

去年の指摘を受けていい報告になっていました。出したのが全部拳がっているわけではなくて、東京都で結構絞られて、それからなおかつ全国でというのはよくわかったので、そこはいいのですけれども。東京都の去年は何校だったかわかりますか。

安藤保健給食課主査　　資料がございません。

坂倉教育長　　その中から、今年は全国で7校だけ。

安藤保健給食課主査　　はい。

坂倉教育長　　これで見ると、中学がいま一つ厳しいという話もさせてもらったのだけれども、来年の由木西小学校は東京で優秀だから、まず間違いなし。優秀はまず通って、優良は通る年と通らない年があって、小と中があると小のほうが優先されている流れが特に見えるのだけ。

市の表彰は、いつやるのですか。

安藤保健給食課主査　　市の表彰は、2月25日、木曜日の学校保健大会のほうで表彰を行います。

坂倉教育長　　他に御質疑はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

坂倉教育長　　それでは、続きまして、教育支援から報告願います。

穴井教育支援課長　　それでは、市立小学校への特別支援教室の設置について、御報告をします。特別支援教室については、市の予算あるいは東京都の補助金を活用して、全校設置に向けて準備を整えているところでございます。平成28年度から正式に、まずは16校、本市においては設置をしますけれども、平成30年度までに全校設置に向けて、ここで設置の予定校の計画及び各拠点校と巡回校のグループが決定しましたので報告をします。

詳細については、粟澤主査のほうから御説明いたします。

粟澤教育支援課主査　　それでは、特別支援教室の設置について御報告をさせていただきます。

東京都教育委員会は、小・中学校における発達障害の児童・生徒に対する適切な指導・支援が求められる中、東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画において、これまで通級指導学級へ児童が通う形から、教員が児童の在籍する学校へ巡回して、個別の指導やグループ指導を行う特別支援教室への移行を公表しました。平成28年度から順次導入され、平成30年度までには都内の全小学校に設置を目指しております。本市では、八王子市第二次特別支援教育推進計画の中で検討を行い、3カ年で市内全校に段階的に設置する準備をしてきましたが、ここで各校の設置スケジュール及び巡回指導教員のいる拠点校と児童の在籍する巡回校のグループ化が決定したことについて報告いたします。

特別支援教室の設置に関する周知内容は、別途資料、周知パンフレットのとおりです。「保護者の皆様へ」と書かれている資料をご覧ください。このパンフレットは東京都が先に作成したものをベースに、八王子市仕様にしたものでございます。東京都の発表しているものについては、東京都教育委員会のホームページで閲覧することができます。

表紙に当たる部分につきましては、今後小学校の通級指導学級が特別支援教室に変わることと、そのメリットが書いてあります。

簡単に特別支援教室について御説明をしておきたいと思います。従来、発達障害や情緒障害と呼ばれる障害のある児童・生徒への支援は、情緒障害と通級指導学級という学級が設置されている学校まで、別の学校に在籍している子が週1回程度通うという形でした。これは通常学級に在籍しながら、毎週特別な支援が受けられるというメリットはございましたが、学校の移動時間も含めて多くの授業時間が削られてしまうこと、学級担任と特別支援学級担任との距離があるために連携が取りにくかったこと、何よりも保護者には毎週通級まで子どもを送り迎えしなければいけないという負担があるというデメリットがございました。

今回の特別支援教室の設置は、これまでの通級指導学級へ子どもが通う形から、教員が子どもの在籍する学校に巡回訪問して個別の指導やグループ指導を行うため、これまでの、そういったデメリットを解消し、障害のある児童・生徒や、その保護者にとって必要な支援が受けやすい環境を、全ての学校に整えていくということができるようになります。これが1枚目に書いてある内容になります。

広げていただくと、中には具体的な指導・支援の体制について示してあります。また、特別支援学級を選択する児童と特別支援教室を選択する児童との違いがわかるように、どのような子が指導の対象になるかということが書いてあります。開いた中での下の3分の1ぐらいのところに書いてあります、特別支援教室で行う指導内容の対象という部分が、この特別支援教室で指導が行われる通常学級に在籍しながら特別支援教室での指導を行う対象の、いわゆる発達障害と言われている障害の例が示されています。自閉症スペクトラム、注意欠陥多動性障害、学習障害。このほかにも情緒障害等、障害はございますが、おおむね、こういった障害をお持ちの児童・生徒が特別支援教室の指導対象となります。

裏面に当たる部分につきましては、これまでの通級指導学級が設置されていた学校を拠点校とした巡回指導グループを示しました。本市では、これまで特別支援学級に学区を定めてきませんでした。今回の特別支援教室への移行を機会に、拠点となる学校と、そこから巡回する児童の在籍校、いわゆる巡回校のグループ化を行いました。ただし、このグループのくくりに入らない通級指導学級に現在通っている児童もおりますので、そのような場合には、その児童の学校への適応状態や、その児童の持っている障害の特性等に配慮して、就学相談の中で、今後の指導については柔軟に対応していく予定でございます。

なお、学校名の後ろにある数字は設置の年度になります。例えば、拠点校の第三小学校には括弧で29と書いてありますので、29年度に特別支援教室となる予定。第八小学校は後ろに括弧28と書いてありますので、28年度から特別支援教室の拠点校となるというような見方をいたします。

特別支援教室というのは、制度変更だけで対応できるものではありません。今後は就学相談での、適切な児童の見たて、こういった児童・生徒が特別支援教室で指導を受けるのに適しているのかというような見たてや、それから、そこで指導するための教員の指導の専門性を向上させるための研修など、具体的な取り組みを進めていかなければなりません。こういった取り組みにつきましては、現在策定中の第三次特別支援教育推進計画の中でも重要な取り組みとして考えております。

なお、小学校全教員に対しては、昨年4月に東京都教育委員会より別紙のようなカラーの周知リーフレットが配付されておりますので、併せて参考配付させていた

だきました。

御報告は、以上です。

坂倉教育長　　ただいま特別支援教室の設置についての報告が終わりました。

本件について、御質疑はございませんでしょうか。

星山委員　　東京都全部で急に変えることになりましたが、今までモデル地域だったところは割と規模が小さいところだったので、八王子はすごく学校数も多いですし、地域も広い中で大変な御苦労だったのではないかなと思います。

その中でも3年間猶予があるので、様子を見て、まだ何も手をつけていないというところも結構、東京都の中にはあると聞いていますけれども、早々に計画的に進めて、人材を育てながらしていってほしいのはとてもいいのではないかなと思うのですが。

今日作ってくださったパンフレットは、保護者の方に配るパンフレットで、カラーのほうは教職員が手にするけれども、こちらは保護者の方は見ないんですね、基本的には。いただいたパンフレットだけを配る予定ですか。

もう校正できない段階なのかわからないのですけれども、うちの子を特別支援教室なるものができたときに、果たして行かせるものなのか行かせないものなのかというところから、保護者の方は迷うのではないかなと思って。私もいろいろお話をしていると、そもそも対象かなと思われる方の保護者が、うちの子だけが特別だと思っていて、我慢すれば何とかなのではないかなと思っている方のほうが人数的に多いのだとすると、意外と話していて安心されるのが、こちらの教員向けに出ているようなパンフレットで、こんなにたくさん支援が必要な子はいくのねという話と、図1と図2のグラフのことを言っているのですけれども、図2のグラフなんかは、そのうちのたったこれだけしか実際には支援を受けていないという情報を知っているほうが、むしろ安心するのだなという実感があるので、そのあたりを少し載せたほうがいいかなと個人的には思ったのです。

支援の必要なお子さん自体が非常に増え続けていて、特別支援と言いながら、もうかなり当たり前の支援になってきて、困っているのだったら、そういうところに行って積極的に支援してもらったほうがいいのだという親への理解啓発のパンフレットにも使えるかなと思うので、このあたりの制度の説明だけではなくて、工夫し

ていただけるといいかなと、これはお願いなのですが、思いました。

以上です。

栗澤教育支援課主査　このパンフレットについては、まだ修正の余地はございますので、最終的に保護者に周知、配付する場合には御意見をいただいたような形で、どういった子が対象になるのか、また、その数がどれくらい増えているのかというのがわかるように表示していくことは可能だと考えます。また、ただ配るだけではなくて、地域の中で理解していただけるような講座を開催したりとか、学校ごとに説明会をしたりとか、就学相談の中で丁寧にお話をしたりすることが並行して必要となつてまいりますので、あくまでも配るだけのものではなく、きっかけとして保護者の方に見ていただくものだということで、御理解いただけたらというふうに考えております。

坂倉教育長　その子どもが普通教室に行くのか、特別支援教室に行くのか、特別支援学校だと判定会をやるのですよね。

今のところに関連して言うと、特別支援教室専門員があるではないですか、これがいい役割だとは思うのだけれども、現場の学校の先生方に聞くと、一つは、教員OBはなかなかやりたがらないし少ない。もう一つはサポーターの人員をこちらに入れてしまうと、普通教室をサポートすることが出来ない形になってくるので悩んでいるのだというのが、来年移行するあたりの学校から、結構回っているときに聞くのです。一生懸命、人材育成もやってもらっているのだけど、それも考えると、どうしても普通教室の情緒障害の支援が必要な方は多くて、星山委員が言ったみたいに、うちの子は支援がなくても何とかなると思っているのかもしれないけれども、適したところに行くような形にやっていると、子どもがそれぞれ合った教室に収まるのかなという気もするので、そこも含めた、本市としては一番子どもに適した形を、いろいろな意向があるかもしれないけど、それを気にせず判定していったほうがいいかなと思うので。

そういう意味でいったときには私も、この資料は、ある意味で保護者が安心するという形にはなるかなと思いました。

輿水委員　年度が限られた30年度までにということで、この広い八王子がどういふふうにグルーピングをし、拠点校を決め、巡回先を決めるかというのはなかなか大

変なことだなというふうに思いながらお聞きしていました。

いただいた資料の一番最後の面ですけれども、これから拠点校がこういう形で、来年度までに決まっていったというのはよくわかるのですけれども、巡回校がおいおいと増えてきますよね。来年度については拠点校対巡回校が大体1対1対応、多いところで1対2対応ぐらいで納まると思いますけれども、これからぐっと増えてくる、再来年度、その次の最終年度に向けて、どういうふうに人的配置と言いますか、そういうことをしていくかというのは、大きな課題だなと思いついていました。

今、教育長がおっしゃったように、誰が向かうかによって、かなり成果は違ってくるだろうと思いますので、30年度に向けて、そういう人材育成と言いますか確保と言いますか、しっかり見きわめながら、具体的な場所と言いますか拠点校も対象も、もっと言えば対象から、ゆくゆくはこれぐらいの人数の子どもたちがということも類推できる条件が整ってきたと思いますので、ぜひそういう意味での人材確保、人材養成というのをお願いしたいなと思います。

以上です。

栗澤教育支援課主査 おっしゃるとおりだと思っております。

おおむね本市の場合は、一番多い拠点校で五つの巡回校を抱える形になります。年度ごとに少しずつ増えていて、最終的に巡回校を抱えるのですが、巡回校が多いからといって、抱えなければいけない児童生徒数が多いかということ、そうでもなかったりしますので、そういったところについてはおいおいバランスを図りながら教員の配置も考えていかなければなりませんし、そこで従事する先生方の個別の指導力というの、これから研修等を通じて高めていかなければいけないものだというふうに承知しております。

それから、そこに携わっていただく特別支援教室専門員については、市で推薦をすることができるような形にもなっておりますので、市で行っている支援者の人材育成の中から優秀な方であるとか、学校と上手にコミュニケーションが取れる方を、ぜひ推薦していきながら支援力を高めていこうというふうに考えております。

穴井教育支援課長 多少補足をしますけれども、委員がおっしゃるように、人員の確保というところはかなり工夫をしていかないといけないのです。というのは、都教

委の教員の張りつけは4月1日の子どもの数で張りつけられます。特別支援教室になって何が大きく変わるかというと、多くの子どもたちに支援をしようということなので、学級数の定数という概念がなくなります。そうすると、4月までの間に次年度の特別支援教室の利用者というのを、就学相談をかなり緻密にやっていながら、教員定数が決まる段階で、今年度の支援できる子どもというのを拾い上げないと、なかなか教員数が足りなくなるおそれがあって、年度途中では都教委は増やしてくれないので、その辺をすごく緻密に計算をしながらやらないと、無理がかかるのかなというふうに把握をしているところです。

今後の就学相談のチームも強化を図りますが、その中でしっかりやっていきたいというふうに思っています。

坂倉教育長 他に御質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

坂倉教育長 それでは、続いて指導課から報告願います。

斉藤統括指導主事 それでは、第7回中学生東京駅伝大会の結果について、口頭にて報告いたします。

中学生東京駅伝大会は、平成28年2月7日、日曜日に味の素スタジアム・都立武蔵野森公園特設周回コースで行われました。女子の部は、距離30キロを選手16名で、男子の部は42.195キロを17名でタスキをつないでまいりました。

午前中に行われた女子の部は、1区で18位のスタートからとなりました。しかし徐々に順位を上げ、11区、12区では一時首位になるなど健闘し、結果は1時間52分3秒で2位となりました。また午後に行われた男子の部では、1区で8位からのスタートとなりました。女子と同様順位を上げ、5区で3位になりましたが、そのまま最終区まで1位、2位との差を詰め切れず、結果は2時間22分25秒で3位となりました。女子のタイムと男子のタイムを合わせた総合の部では、男子、女子がともに優勝した足立区に続き第2位でした。八王子市はチームを結成してからの3カ月、13回もの練習を行い、総合優勝の目標に向かって選手、監督、コーチが一つになって頑張ってきました。目標には惜しくも届かなかったものの、男子、女子とも過去最高のタイムをたたき出すことができ、選手一人一人が全力を出し切った素晴らしい大会であったと考えています。

なお、平成28年2月17日の水曜日、午後4時45分から選手等が市長を訪問しまして、この結果について報告させていただく予定でございます。

報告は、以上です。

坂倉教育長　　ただいま第7回中学生東京駅伝大会の結果についての報告は終わりました。

本件について、御質疑はございませんか。

男女とも最高のタイムだと言ったのだけれども、女子のほうは去年の優勝タイムを上回っていたのは自分で見て確認したのだが、男子の2時間22分は、去年の優勝タイムと比べてどうだったのですか。

僕も頭に入っていないけれども、そのくらいのところはぱっと出るようではないと、だめだと思う。せっかく最高だと言ったのだけど、去年の最高タイムを超えても2位だったというのだと、掛ける声も違うし、それだけ足立区がすごかったのだけれども、結果だけに一喜してはだめ。何度も男子は何分だったのというふうに聞いたときに、まだ結果は出ていませんという答えが来たのだけれど、自分で調べて女子は去年の優勝タイムを超えたなど、これで勝てないのだからしょうがないと思いました。男子は3位でどうかなと思ったけれども、名簿に名前が出る管理職などは把握しておいてほしいです。

斉藤統括指導主事　　昨年度の結果でございますけれども、昨年度の女子の優勝したタイムというのが1時間52分50秒ということでございます。

坂倉教育長　　女子はわかっている、男子。

斉藤統括指導主事　　男子でございますが、2時間22分41秒でございます。

坂倉教育長　　10秒負けたのか。そういうことを気にしなくてはだめ。

ほかに御質疑はありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

坂倉教育長　　御質問はないようでございます。

ほかに何か報告する事項等はございますか。

ございませんではいけないなと私は思っているのですけれども、スポーツのほうは説明があったのだけれど、土曜日に小学生のほうの万引きのフォーラムと中学生のほうのスマホのある生活を考えるミーティングがあったのだけれども、万引きのフ

オーラムは、どちらかというと劇を見て、後半は公開授業でいいのだけれども、中学校のスマホの携帯については前に報告もあったのだから、当然主催はPTAだとしても、こんな状況で、こうでしたという報告は、あってしかるべきだと思うのですが、指導課、いかがでしょうか。

佐藤統括指導主事 中学生ミーティングについてでございますが、ただいまPTAの役員さんと指導課とで内容の確認をするとともに、今回の件について振り返りといましようか評価をしております。その中で、今後中学生ミーティングの内容を踏まえ、各家庭に配るリーフレットの作成をしております。その作成が終わり次第、報告をしたいと考えております。

坂倉教育長 その感覚が違うのです。もちろん定期的なイベントはそうかもしれないけれども、あれだけリアルにやって、私たちも事務室で話したのだけれど、こんなふうになりましたという報告があって、それをもとに意見交換をしたかったのに、その形では出てこない。

ちなみに言っておくと、市長は1回こっきりではいけないねという言い方をしていました。私はPTAがやるのではなくて、各学校がやるものだと思っているのだけれども、いずれにしてもかなり、おのおの委員さんも言っていたけれども、個々の個人の意見がしっかりしていたり、何らかのルールはあるけれども、押しつけてはいけなかったりと、いろいろな形がありました。

少なくとも佐藤統括指導主事の感想ぐらいがあっても、私はしかるべきと思いますが。

佐藤統括指導主事 申しわけございません。

私自身、今回の中学生ミーティングの内容を受け、またPTAとも意見交換をする中で一番考えたことは、学校は、このことから逃げてはいけないということは当然でございますが、保護者と子どもが十分に話し合うことが必要であるということが、私の感想です。

子どもたちは、今回中P連の保護者代表という形ですが、その方々と話す中で、やはり自分の意見を言えたという感想を持っております。また、もっと話をしたかったという感想も出ておりました。

その中で、やはりルールはいらぬという子もいます。それから、大人の行動は

どうなのかという意見も出ておりましたが、その中で中学生の意見でございますけれども、スマホ等で書籍を見るのではなく、実際に時間をかけてでも本屋に行って、実際に本を見ることで出会う本がある。そういう現実といいたいでしょうか、そういう行動をすることによってわかる良さがあるという意見も出ておりました。やはりしっかりした中学生の意見を聞くということもよかったなと思っております。それを大人に発信できたことが、価値あったことではないかとも捉えております。

また、この中学生ミーティングの内容は、先ほど言いましたリーフレットのほうにも書かせていただきまして、全校のほうでも話し合いを進めていただいております。中学生ミーティングの内容については、全校には発信できておりませんが、各校でスマホのルール作成に向けて、生徒・児童が話し合いを進めております。

坂倉教育長 最後のところは大事なわけけれども、途中で保護者と子どもの話し合いが必要だという佐藤統括指導主事の御意見はそのとおりだと思うわけけれども、それがなかなか進まない、それが特に本来話し合ってほしいところが進まないというので、じれ切ってPTAがああいう形でやったということを考えると、一番最後ではないけれども、もう少し働きかけが教育委員会なり学校で必要ではないかという形で始まったわけですね。

なおかつ、各校でやっていると言ったのだけど、私の印象では少なくとも、あそこに参加していない、要するにブロックの幹事ではない学校の校長に来てほしかったわけけれども、来ていない。そういう学校は本当に、学校で生徒会にやらせるかどうかというのは非常に疑問なので、皆さん頑張っていただければいいわけけれども、その辺のところは、自分の学校が出ているから来るけれども、そうでないと来ないというあたりが、非常に残念です。

佐藤統括指導主事 この件につきましては、実は12月、1月と副校長連絡会でも周知しているところでございます。2月の副校長連絡会で、どのようなことが話し合われたかということも、また周知していきたいとともに、各校で話し合われたかどうか、それからルールを作成したかということは、今後、市教委としても全校把握をしていきます。

以上でございます。

坂倉教育長 紙で書かれたものを見るのと、自分が直接子どもの声を聞いたのとでは

結構違うと思う。

他に御意見、御質疑はございませんか。

輿水委員 前回ですか、PTA主催というのは非常に意味があったなというふうに思います。率直な意見が出ていたと思います。ファシリテーターというかコーディネーターの難しさというのをつくづく感じながら同席しておりました。

いろいろなことがあります、テレビが取材していましたよね。ということは取材したものを有効にお使いになればいいのではないかなと。臨場感という意味では、いるにこしたことはないですが、さまざま事情もあろうかと思えます。ぜひテレビの取材、映像を活用なさせて、どう編集するかはあろうかと思えますので、それにもかかわって、それを活用するののも一つの手かなと思えます。

自ら気づき、自らルールをつくらなければ、自ら守ろうとはしないという、参加した子どもが、俺は自由がいいと言っていましたけれども、それも一つの大事な意見だろうと思えます。自由というのはどういうことなのかということ掘り下げて、子どもたちに自らルールをつくる自由があるのだということを知らせていくというのも、大事かなと思えます。

もう1点は、ああいうICTネイティブの子どもたちと、私たちのように子どものときには、それがなかったことを知っている大人というのは、そもそも土俵が違うわけですから、その土俵の部分明確にした上での話し合いでないと、これはすれ違いになると思うので、これから後、いろいろな学校で取り組まれるときに、指導主事の先生方、ぜひその部分を明確にした上での意見交換ということでお進めいただければ、より大きな効果があるかなと思えます。

以上です。

坂倉教育長 委員の方から何かございますか。

星山委員 文部科学省の主催で家庭教育支援のフォーラムがあって、そこに初めて私も行きました。担当してくださった塩澤主査や井上課長もいらしたので、もしかしたら感想を伺えたらと思うのですけれども。

私は2日間のうちの1日目しか行けなかったのですが、基調講演が明橋先生という小児科のドクターで、物すごい講演でした。その中で私がいつも気になっていた、よく先生方が甘やかすという言葉を使うのですけれども、それに対して物すごい疑

間を感じていたのです。その先生が同じことをおっしゃっていて、日本中で大人たちが甘やかすな、甘やかすなと言っているけど、今の子どもたちに一番大切なのは十分甘えさせることであると。それがなければ、次のステップに行かない。こんなに自信のない子育てで、どうするのでしょうかみたいな、とても暖かい話ですばらしかったなと思いました。

それから、全国の家庭教育支援のプログラムをいろいろやっていたらっしゃる方たちが次々発表してくださったのですが、私が個人的に印象に残っていたのは熊本県なのです。すごく熊本が熱くてびっくりで、県レベルなのですけれども、私が驚いたのは家庭教育支援チームが、学校に行けない子とか孤立している世帯をみんなチームで回っていきまして、それを行政がバックアップしていて、家庭訪問までやっているのだと思って驚きましたけれども、会場中、全国から集まった熱気あふれる元気なおばさまたちでいっぱい、日本はここにパワーがあるのだなと思いました。あの力を逆に利用させていただくといいですか、そういうのもとても大事なことだなと思いましたし、ヒントもたくさんありました。

その中で何と八王子は採択されたのです。隣の青梅市からもすごく熱い方たちがいらしていたのですが、東京都から青梅市と八王子だけだったのです。すばらしい機会だったと思います。私はこの辺で、課長さん、もし何か御感想があれば、ぜひ。

井上生涯学習政策課長　私も初日は公務があって、交流大会しか行けなかったのですが、2日目のほうは基調講演等を聞きました。

委員が言われましたように、家庭教育に対する取り組みが、どこの市町村でも注目しているというか、いろいろないじめであるとか不登校であるとか、その根幹の要因の一つが家庭教育というところに、いろいろな市町村が気づき始めてきているなというような実感がございます。

そういう中で、八王子市のほうで、都内2市だけでしたけれども、交流大会のほうに参加でき、2日目の基調講演でも大阪の泉大津市のほうからアウトリーチ、訪問型支援というものの取り組みの内容の説明がありました。八王子市も今後、より訪問型に取り組んでいかなければいけないという思いもありましたので、泉大津市の取り組み内容については参考になったところです。

私のほうは、以上です。

坂倉教育長 奇しくも次回の定例会の後の総合教育会議の課題の一つが、いわゆる家庭教育支援ではありませんけれども、貧困とか、そういうような問題に関係してきますので、そういう中では行政がどういう形で手を差し伸べるのかという形も委員の皆様のお意見もいただきたいところですが。

常に留意してほしいのは、家庭教育ということで生涯学習の管轄なのですが、もちろん役所ですからテリトリーがあるのですが、生涯学習であろうが学校教育というとなかなかできないという中では、ものによっては横の連携等をしっかりやっていかないといけないという形があると思います。

先ほど言ったように、家庭で子どもとの話し合いが大事だよと、それはもちろんなのだけれども、そのときに学校が何ができるかとか教育委員会が何ができるかとか子どもたちが何ができるか、そういうような形を皆様のほうに知っていただければと思っています。

よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

坂倉教育長 それでは、ここで暫時休憩にいたします。

なお、休憩後は非公開となりますので傍聴の方は御退出をお願いしたいと思います。

再開は、10時50分といたします。

〔午前10時40分休憩〕

上議事録は事実に相違するところがないことを認め、下に署名する。

八王子市教育委員会教育長

八王子市教育委員会委員